

社会福祉法人市川市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育ての両立を図り、その能力を十分発揮することができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年 4月 1日～2024年 3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休暇や育児休業、育児休業給付等出産・子育てに関する情報提供や周知を行い、職員が安心して出産・子育てができる環境整備を行う。

<対策>

- 育児休業や育児休業給付等、制度に関する規程や公的機関のパンフレットを事務局内の閲覧しやすい場所に設置し、閲覧を促す。

目標2：職員の仕事と私生活の両立を図るため、年次有給休暇の取得の意識付けを行うとともに、休日に勤務した際には、振替休日の取得ができるよう環境の整備を行う。

<対策>

- 一箇月を単位として、休日勤務がある際、振替休日の事前申請制度の導入。
- 事務局会議等の際に、年次有給休暇取得について職員への呼びかけを行う。